

～商品型番と商標～  
日本商標判例紹介 (25)

2023年3月31日

執筆者 弁理士 岡田充浩

### 1 概要

商品型番は、一般的に使用されるべき文字列であるため、商標の不登録事由とされている（商標法第3条1項第5号）。


しかしながら、不登録事由は、絶対でなく、指定商品の取引実情との関係で商標登録される場合がある。本稿では、商品型番の商標権侵害を争う事案を紹介する。

### 2 本事案の当事者

【原告】電子部品及び電子機器の設計及び販売等を目的とする会社

【被告】オンラインショッピングモールで業として玩具、雑貨等を販売している者

### 3 本事案の商標（標章）

原告の登録商標 (以下「原告商標」という)	被告の使用標章 (以下「被告標章」という)
<p>【商標登録 第6268192】</p> <p>商標】 MG996R（標準文字商標）</p> <p>出願】 令和元年10月19日</p> <p>登録】 令和2年7月9日</p> <p>区分】 第28類（モーターを組み込んだ小型模型、モーターを組み込んだ小型模型の部品及び付属品、ラジオコントロール式模型おもちゃ、ラジオコントロール式模型の部品及び付属品、乗物模型おもちゃ、ロボットおもちゃ、ロボットおもちゃの部品及び付属品</p>	 <p>色・サイズ・バリエーションの問合せはお気軽にどうぞ♪</p> <p><b>4Pcs MG996R Servo Metal Gear Torque Digital Servo Motor for Smart Car Robot</b></p> <p>0件の商品レビュー <input type="checkbox"/> 投稿する</p> <p>価格情報</p> <p>通常販売価格 (税込) <b>7,280円</b></p> <p>送料 <b>東京都は送料無料</b> ※条件により送料が異なる場合があります</p>

### 4 訴訟に至る経緯

原告は、原告商標について、令和元年10月19日に商標登録出願をし、令和2年7月9日に設定の登録を受けた。

被告は、遅くとも令和4年6月10日までに、被告商品を販売するために作成された被告ウェブページに商品名として被告標章を記載し、これを公開していた。

原告は、令和4年7月7日、東京簡易裁判所に対し、被告を相手方として、被告標

章に関する、損害金等に加えて申立手続費用の支払を求める支払督促を申立て、同月8日、支払督促が発せられた。

被告は、同月21日、当該支払督促に対して異議を申立て、同年9月21日、東京地方裁判所への移送が決定された（令和4年(ワ)第70046号 損害賠償請求事件）。審理を経て令和5年1月31日、判決言渡がなされた。

## 5 争点

### 第一 被告標章の使用が、商標権侵害行為に該当するか否か

原告は、被告商品を販売する目的で、被告ウェブページにおいて、被告商品を展示し、本件商品の価格及び写真、並びに購入ボタンと共に、被告商品の商品名として被告標章が記載されていた（商標法2条3項8号）と、主張する。

これに対して被告は、ドロップシッピング方式（顧客から注文を受けた後にメーカー等から商品を仕入れ、顧客に直接発送する方法）により輸入商品の再販売事業を行い、商品を販売したことも輸入したこともなく、商品が日本国内に存在したことはない。また本件標章のうち「MG996R」の部分は、商品の型番、即ち、説明語句の一種にすぎない。依って被告が自らのウェブページに被告標章を記載したことが、商標権侵害されることはない、と反論した。

### 第二 原告に損害が生じるか否か

被告は、被告標章を使用したことが、商品の売上げに全く寄与しておらず、原告には損害が生じていない。被告が被告商品から何ら利益を得ていないから、商標使用料相当額を損害賠償金と推定する商標法38条2項の適用がない、と反論した。

## 6 裁判所の判断

### 第一について

侵害行為がないとの、被告の主張に対し、裁判所は、被告が、遅くとも令和4年6月10日までは、被告商品を販売するために作成された被告ウェブページに商品名として被告標章を記載し、これを公開していた。広告に標章を付して電磁的方法により提供する行為（商標法第2条第1項第8号）に該当し、商標権の侵害行為に該当する、と判断した。

商標法第2条第1項第8号は、譲渡や輸入の行為がなくとも、販売広告の目的でウェブページ上に表示させた行為を、商標権侵害とする規定である。

また商品の型番に過ぎないとの、被告の主張に対し、裁判所は、「MG996R」が、被告商品を販売するために作成された被告ウェブページ冒頭の通常商品名と解される位置に記載され、かつ、「MG996R」以外の文字に商標的機能がない。依って「MG996R」の文字が、被告商品を特定し、その出所を明らかにする目的で記載されているので、純然たる商標的使用に当たる、と判断した。

## 第二について

裁判所は、原告の損害とは、原告が、商標権の取得及び維持のために資本を投入したところ、当該投下資本を回収する機会が妨げられたことによる損害を含むとし、当該回収する機会が、被告標章の使用により妨げられた。依って、商品の売上への寄与に関係なく、被告の損害が発生する、と判断した。

## 7 本案から学ぶべきこと

第一に、実際の商的流通がなくとも、商標権侵害行為に該当する場合がある（商標法第2条第1項第8号）。

第二に、商品型番等の、一般的に使用されるべき文字列であっても、指定商品の取引実情との関係で商標登録される場合があり、商標権利侵害となりうる場合がある（商標法第25条）。

例えば、本事案の「MG996R」の如く、数字と欧文文字との組み合わせ文字を使用する際に、「商品型番であるから、商標権侵害となることはない。」と安易に盲信すべきでない。事前に商標登録の存在を確認する等、注意して使用に臨むべきである。

かかる数字と欧文文字との組み合わせ文字の、商標権侵害が争われた事案は多い。例えば大阪地方裁判所平成17年7月25日判決、平成16(ワ)8276（知財判例集掲載）では、商品型番を商標として使用することは、「ある商標が、商品の型式名として使用されている場合であっても、そのこと故に、これが自他識別機能・出所表示機能を有しないというものではない」と判示されている。即ち、商品型番という理由のみで、商標の不登録事由とならないとされた（商標法第3条第1項第5号）。

本事案の「MG996R」の如く、数字と欧文文字との組み合わせ文字を商品名とし、あたかもブランドのように使用することで、需要者や取引先において識別標識として機能する場合がある。本事案のサーボモータの他、模型おもちゃ、ゲーム機、自動車等の商品名などである。ブランド戦略の一つとして、商標に接する需要者の注意を払うために敢えて、商品型番の如き商品名を用いる場合がある。

本事案のように、商標権侵害であるか否かが不明な場合には、是非、弊所に御相談を頂きたい。

以上